

現在の指定ごみ袋制の見直しを始めました

家庭ごみの指定ごみ袋制(有料収集)については、市町村合併の大きな流れの中で、市民レベルの議論が不足していたことは否めません。

市は、現在の指定ごみ袋制について、市民の皆さんの声を聞きながら根本から再検討し、見直しを行うため、7月28日、新市における「廃棄物減量等推進

審議会」を発足させました。同審議会は、住民代表や有識者、事業者代表、廃棄物処理業者代表など15名で組織されています。広く市民の皆さんの意見を聞く場を設けるなどし、よりよいごみ収集のあり方を検討していくことにしています。

指定ごみ袋制見直しの具体化は、この審議内容の報告を受けてからとなります。また、その結果が確定(条例化)するまでの間は、現在の条例に基づき、現行の収集が続きます。

廃棄物減量等推進審議会委員

(敬称略)

- 【住民代表】▽河野俊一郎(泥谷区、自治委員会連合会)▽福島市子(城南町)▽富高国子(鶴岡町)▽本田房代(川井区)▽小野英治(弥生井崎)▽磯川利恵子(本匠笠樹)▽吉田盟(下浦最勝海浦)▽神田美代子(鶴見地松浦)
- 【学識経験者】▽日高嘉巳(市議会)▽土師辰英(市議会)▽藤田母美枝(教育委員)
- 【事業者代表】▽石田隆徳(佛マルミヤストア)▽神河尊代(主婦の店)▽高見政宏(商店街連合会)
- 【廃棄物処理業者代表】▽広浜喜雄(柳広浜環境)

問い合わせ 清掃課(東浜1-38 エコセンター番匠内、☎23984)

佐伯・上浦地区の皆さんへ

9月1日から

「燃えないごみ」と「資源ごみ(ビン・カン)」も指定ごみ袋でお願いします

袋の販売は8月1日から

合併前、旧佐伯市以外の旧8町村では家庭ごみの有料収集が実施されてきました。そして合併に向けた事務調整で、新佐伯市は家庭ごみの有料収集(指定ごみ袋制)を行うことに決まりました。

しかしながら、ごみ袋の発注枚数の不足で、これまで指定ごみ袋を使用していなかった佐伯・上浦地域では「燃えないごみ」と「資源ごみ(ビン・カン)二用の

袋の販売が遅れていました。

3月3日に施行された新佐伯市の条例で、佐伯・上浦地域では「燃えないごみ」と「資源ごみ(ビン・カン)」についても、6か月以内に指定ごみ袋制を実施することが定められています。そして、指定袋の販売体制が整いましたので、9月1日から指定ごみ袋による収集を実施します。このため指定ごみ袋を、8月1日から市内の各取扱店で販売します。



【ごみ出しの注意点】

- 燃えないごみ 指定ごみ袋に入らない場合は、30円のごみ袋(15円は2枚)をごみにくくりつけてください。
- 資源ごみ 飲食用のビン・カンのみ、指定ごみ袋で出してください。飲食用以外は、燃えないごみとなります。また、紙類・布類の資源ごみは、従来どおりひもで束ねて出してください。

指定ごみ袋取扱店を募集します

佐伯市指定ごみ袋の販売を委託する取扱店を募集します。

- ◎募集対象 ①市内の店舗、事業者 ②自治委員 ③婦人会役員
- ◎募集期間 8月10日(水)～25日(木)
- ◎申込方法 登録申請書(清掃課、各振興局にあります)を清掃課各振興局生活環境係に提出してください。

問い合わせ 清掃課(東浜1-38 エコセンター番匠内、☎23984)